

鞆港湾施設跡東雁木測量業務委託契約書

福山港 港湾改良事業（鞆地区）に係る鞆港湾施設跡東雁木測量業務について、公益財団法人広島県教育事業団を甲とし、
乙として、甲及び乙は次のとおり業務委託契約を締結した。

（目的）

第1条 本契約は、甲が、乙に対して、鞆港湾施設跡東雁木測量業務を委託し、乙は受託することとし、その内容と方法について規定する。

（契約内容）

第2条 本契約の内容は次のとおりとする。

（1）契約名称

鞆港湾施設跡東雁木測量業務委託

（2）履行場所

福山市鞆町鞆 鞆港湾施設跡

（3）履行業務内容

別紙仕様書による。

（4）履行期間

平成30年6月8日より平成31年3月29日まで

（契約保証金）

第3条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

（委託料）

第4条 本契約の業務委託料は、総額 円（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（完了検査）

第5条 乙は本契約の業務完了後、甲の行う完了検査において、本契約業務が相違なく履行されたことの確認を受けなければならない。

（委託料の支払等）

第6条 乙は、甲の完了検査による確認を受けた後に、業務委託料を請求することができる。

2 甲は、前項の請求を受けた場合、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（保険）

第7条 乙は、業務委託の期間中、必要な保険料を負担するものとする。

（契約の変更）

第8条 委託業務の期間と内容に変更があるときは、甲と乙が協議して定め、契約変更を行うこととする。ただし、協議開始の日から14日（甲があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(関係法令の遵守)

第9条 乙は、本契約の実施にあたり、関係法令・規則を遵守し、業務場所の安全管理、事故防止、労働環境整備、保安対策や、公害・火災・災害の防止に努めなければならない。

2 本契約の実施のため、関係法令に基づく手続きが必要な場合は、乙が遺漏なく行うものとする。

3 第1項及び第2項の措置は、乙の責任と費用負担によることとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第10条 本契約に係る重要な指示及び協議は、書面によることとする。ただし、設置場所における詳細な指示等及び緊急やむを得ない事情がある場合は、口頭で行うことができるものとする。

(権利譲渡等)

第11条 甲又は乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、この契約の履行に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙は、正当な理由がある場合には、30日前までに相手方に通知することにより、この契約を解除することができる。

2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、この契約を解除することができる。

3 広島県の物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領別表の措置要件に該当すると認められるときは、甲はこの契約を解除することができる。

(損害賠償)

第14条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき理由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(疑義の解決)

第15条 この契約に定めのない事項で必要がある場合又はこの契約に定める事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲、乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成30年6月 日

甲 住所 広島市西区観音新町二丁目11番124号

名前 公益財団法人広島県教育事業団
理事長

乙 住所

名前